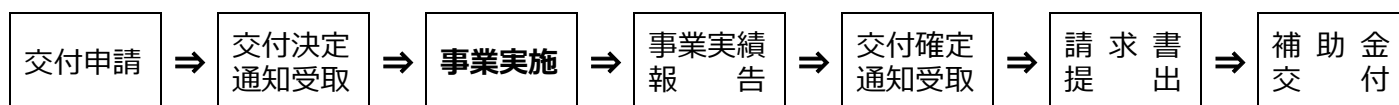


菊川市茶業振興課の補助制度 申請の手引き

★R7 新規

こんなときは・・・	補助金名称
品評会で入賞する（全国茶品評会限定）	1 茶品評会入賞報奨金
★有機認証の新規取得及び更新をしたい	2 有機認証取得支援事業費補助金
GAP制度を導入し、農薬残留分析を実施したい	3 安全安心の菊川茶生産推進事業補助金
茶園の集積を進めて茶業経営の効率化を図りたい	4 茶園集積推進事業費補助金
視察に行きたい、研修会を開催したい 資格取得やイベント出展をしたい	5 後継者育成支援事業補助金
新たな農業法人の設立や組織変更をしたい	6 茶生産経営体設立支援事業補助金
茶草場の管理のために農機器を購入したい	7 茶草場農法維持継承推進事業費補助金
★GIを活用した販売やPRをしたい	8 GI深蒸し菊川茶認知度向上支援事業費補助金
★GAPの更新をしたい	9 菊川茶海外輸出安心安全対策事業費補助金
★摘採機・荒茶工場等の突発的な修繕をしたい	10 菊川茶経営安定化対策事業費補助金

補助金申請の流れ



重要

交付決定の連絡が届く前に**事業実施**(作業着手・支払い等)した場合は、補助金の交付を受けることができません。ご注意ください。

補助金申請時の注意事項

- 他の補助制度の対象となっている場合、本補助制度の対象となりません。
- 補助制度は毎年見直しを行いますので、補助内容が変更されることがあります。
- 補助制度は毎年の予算額が決まっています。補助申請をお考えの際は、お早目にご相談ください。

問い合わせ	菊川市茶業振興課	菊川市堀之内6 1（市役所本庁舎3階） ☎ 0537-35-0944 FAX 0537-35-2114
-------	----------	--

補助金の種類

1 茶品評会入賞報奨金

品評会で入賞する（全国茶品評会限定）

『全国茶品評会（深蒸し煎茶部門）』へ出品し、入賞した団体又は個人に報奨金を支給します。
消費者に好まれる茶づくりの技術向上に貢献し、菊川市茶業の安定的発展を図ることを目的としています。

対象とする大会	全国茶品評会 ※深蒸し煎茶部門に限る
支給対象者	菊川又は小笠茶業委員会が推薦する茶工場又は個人
支給条件	全国茶品評会へ出品し入賞した団体又は個人への報奨金
奨励金額	1等1席：500,000円 1等2席：100,000円 1等3席：100,000円
取りまとめ・申請先	J A 遠州夢咲 茶業振興センター（☎0537-36-6011）

2 有機認証取得支援事業費補助金

有機認証の新規取得及び更新をしたい

海外でも需要の高い有機栽培による高付加価値茶の生産拡大を図るため、有機認証の新規取得及び更新に係る認証機関による調査等の経費の一部を補助します。

補助対象者	市内に住所を有する認定農業者
補助対象経費	新規有機認証取得及び更新に係る審査及び調査に要する経費
補助率・限度額	新規：かかった経費の3分の1以内（上限100,000円） 更新：かかった経費の3分の1以内（上限50,000円）
補助金額の計算	補助率か補助限度額のいずれか低い方

例）新規有機認証を取得したいAさん

かかった経費 A	補助率 B(A×1/3)	補助限度額 C	補助金額 (B・Cいずれか低い方)
221,000円	73,000円	100,000円	73,000円

(1,000円未満切捨)

3 安全安心の菊川茶生産推進事業補助金

GAP制度を導入し、農薬残留分析を実施したい

GAP制度などを導入し、安全安心で信頼性の高い菊川茶の生産の推進を図るため、茶葉の農薬残留分析を実施する場合に補助します。

補助対象経費	農薬残留分析にかかった経費
補助率・限度額	かかった経費の10分の3以内（上限20,000円）
取りまとめ・申請先	J A 遠州夢咲 茶業振興センター（☎0537-36-6011）

例）残留分析したいB農協

かかった経費 A	補助率 B(A×0.3)	補助金額 (Bの合計)
一番茶 37,800円	11,300円	29,700円
二番茶 37,800円	11,300円	
GAP 用 23,890円	7,100円	

(100円未満切捨)

4 茶園集積推進事業補助金

茶園の集積を進めて茶業経営の効率化を図りたい

茶園の集積を進めて茶業経営の効率化を図るため、農地中間管理機構を通じて借り受けた茶園において、茶樹改良等の取組を行う場合に補助します。

重要

この補助制度は、市へ事業要望の申し出を行い、予算措置がされた後に申請が可能です。

補助対象者	農業経営を行う茶工場や茶工場の中心となる担い手（個人可）
対象茶園	機構を通じて新たに借り受け、以下の取組メニューを合計100ポイント以上実施した茶園
補助額	定額5万円/10a（市2.5万円・県2.5万円）

■取組メニュー

茶樹の改良目的	取組メニュー	ポイント	《ポイント計算例》
乗用摘採機の活用	①枕地の抜根、整地（両側）	17	①枕地の抜根、整地（両側）と⑤中刈り又は台切りの2つのメニューを実施 17ポイント+93ポイント ＝合計110ポイント
	②枕地の抜根、整地（片側）	8	
	③畝方向の統一（抜開、抜根）	78	
	④耕作道整備	17	
連坦のための高さ調整	⑤中刈り又は台切り	93	
	⑥深刈り	37	
樹勢回復	⑦土壌改良	53	
	⑧深耕	51	
	⑨初期除草（手取り）	18	

5 後継者育成支援事業補助金 視察に行きたい、研修会を開催したい。資格取得やイベント出展をしたい

茶生産者自らが行う視察研修や資格取得・イベント出展に補助します。 ※千円未満切捨

項目	補助対象経費		補助率（額）	
市外イベント出展	イベント出展全体経費		1/2以内 （上限50,000円）	
	うち宿泊費 （イベントが2日間以上又は帰省困難な場合）	5人以内	1/2以内 （上限3,000円/1人）	
市外イベント出展 ・視察	自動車借上代（燃料費・有料道路代含む）		1/2以内 （上限30,000円/団体）	
	公共交通機関利用代		1/2以内 （上限5,000円/1人）	
先進事例視察	視察先への謝礼		上限5,000円/1か所	
研修会参加	研修会参加費用		1/3以内 （上限3,000円）	
研修会主催	講師料	下記以外	上限30,000円/講師1人	
		若手茶生産者（概ね45歳以下）が 組織する任意団体	全額	
資格取得 受験費用	・日本茶インストラクター認定試験 ・日本茶アドバイザー認定試験 ・静岡県茶手揉保存会標準揉み資格試験		1/3以内 （上限5,000円）	

例1）神奈川県工場へ、視察研修に行きたいC茶農協

事業費 A				補助率 B	補助 限度額 C	補助金額 (B・Cいずれか低い方)	
交通費	バス借上代 50,000円 ガソリン代 10,000円 高速代 8,000円	計68,000円		34,000円 (A×1/2)	30,000円	30,000円①	①+② =35,000円
謝礼	10,000円			—	5,000円	5,000円②	

例2）研修会を開催し、専門の講師にきてもらうこととなったD茶農協

事業費	補助限度額	補助金額
講師料 50,000円	30,000円	30,000円

6 茶生産経営体設立支援事業補助金 新たな農業法人の設立や組織変更をしたい

安定的な茶生産経営体の育成を図るため、新たな農業法人の設立や組織変更する場合に補助します。

補助対象経費	法人登記などの手数料にかかった経費 (定款認証手数料、定款印紙代、定款謄本代、登録免許税、登記事項証明書、 印鑑証明書代、電子承認対応に係る経費、官報公告掲載費用、 司法書士等への報酬手数料)
補助率	かかった経費の10分の3以内（上限100,000円）
補助金額の計算	補助率が補助限度額のいずれか低い方

例）新たな農業法人の設立し法人登記を行ったE経営体

かかった経費 A	補助率 B(A×0.3)	補助限度額 C	補助金額 (B・Cいずれか低い方)
350,000円	105,000円	100,000円	100,000円

7 茶草場農法維持継承推進事業費補助金

茶草場の管理のために農機器を購入したい

茶草場の管理に必要な経費（機器購入費、消耗品費等）を『予算の範囲内』で補助します。

重要

この補助制度は茶草場農法の維持継承を目的としていています。補助金を使用した方は積極的に茶草場農法の維持継承にご協力をお願いします。

補助対象者 (どちらかに該当)	① 茶草場農法実践認定者（個人又は団体） ② 茶草場農法実践認定者を受けた団体に属する者（個人）
補助対象経費	① 茶草場の管理に必要な機器購入費（草刈機、粉碎機等） ② 茶草場の管理に必要な消耗品費
補助額	事業に要する経費の2分の1（上限50,000円）

例）茶草場管理のために草刈機と替刃を購入したいFさん

購入費 A (税込み)	補助率 B(A×1/2)	補助限度額 C	補助金額 (B・Cいずれか低い方)
132,000円	60,000円	50,000円	50,000円

(1,000円未満切捨)

8 GI深蒸し菊川茶認知度向上支援事業費補助金

G Iを活用した販売やP Rをしたい

他産地との差別化や海外販路拡充を図るため、G I（地理的表示）保護制度を活用した販売やP Rに対し『予算の範囲内』で補助します。

重要

この補助制度は令和6年度に活用した方については対象外になります。

補助対象者	①菊川市茶業協会による深蒸し菊川茶G I 荒茶加工場登録証を発行されている工場代表者 ②市内に本店または主たる事務所を置く「G I 深蒸し菊川茶」商品を扱う茶商 ③深蒸し菊川茶G I 荒茶加工場として5年以上継続して登録が見込まれること又はG I 深蒸し菊川茶を商品として5年以上販売する意向があること。
補助対象経費	G I（地理的表示）保護制度を活用した販売やP Rに要した経費で総額が5万円を超えるものとする。ただし、他の補助事業の対象となる経費は除く。 ①G I マークが印刷又は貼付された小売用茶袋費 ②商品の梱包、発送等G I 深蒸し菊川茶の小売販売に要した経費 ③P Rチラシ等作成費
補助率・限度額	かかった経費の3分の1以内（上限100,000円）

例）G Iを活用した販売やP RをしたいGさん

かかった経費 A	補助率 B (Aの合計×1/3)	補助限度額 C	補助金額 (B・Cいずれか低い方)
GI茶袋 37,800円	33,000円	100,000円	33,000円
輸送費 37,800円			
梱包費 23,890円			

(1,000円未満切捨)

9 菊川茶海外輸出安心安全対策事業費補助金

GAPの更新をしたい

海外販路拡充には、安心・安全な茶生産がおこなわれることが重要であるため、JGAP等認証更新時の審査認定料等について『予算の範囲内』で補助します。

重要

この補助制度は令和6年度に活用した方については対象外になります。

補助対象者	①市内に主たる事務所を有する農業生産法人、茶農業協同組合及び茶生産者であること。 ② 市内に荒茶工場を有する者であること。 ③ 5年以上の荒茶の製造加工の意向があること。
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は、JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.Pの認証に係る更新審査に要する費用（審査員の交通費及び宿泊費を含む。）とする。ただし、他の補助事業の対象となる経費は除く。
補助率・限度額	かかった経費の3分の1以内（上限100,000円）

例）GAPの更新をしたいHさん

かかった経費 A	補助率 B(A×1/3)	補助限度額 C	補助金額 (B・Cいずれか低い方)
更新費 241,000円	80,000円	100,000円	80,000円

(1,000円未満切捨)

10 菊川茶経営安定化対策事業費補助金

摘採機・荒茶工場等の突発的な修繕をしたい

茶生産の維持継続を図るため、荒茶工場が使用する機械修繕等に対し『予算の範囲内』において補助します。

重要

この補助制度は令和6年度に活用した方については対象外になります。

補助対象者	①市内に主たる事務所を有する農業生産法人、茶農業協同組合及び茶生産者であること。 ②市内に荒茶工場を有する者であること。 ③ 5年以上の茶の生産や荒茶製造等の意向があること。
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は、当該年度の4月1日以降に発生した茶葉の摘採や荒茶加工に関する機械等の突発的な修繕に要する経費で、その総額が5万円を超えるもの。ただし、他の補助事業の対象となる経費及び点検費、保険の適用を受けた経費は除くものとする。 なお、茶農業協同組合については、共通資産である荒茶加工設備に掛かる修繕費。
補助率・限度額	かかった経費の3分の1以内（上限300,000円）

例）乗用型摘採機の修繕をしたIさん

かかった経費 A	補助率 B(A×1/3)	補助限度額 C	補助金額 (B・Cいずれか低い方)
修繕費 705,000円	235,000円	300,000円	235,000円

(1,000円未満切捨)